

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯舘村	関沢地区	令和4年3月29日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	114.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.7 ha
(備考) ・仮仮置場 15.6ha を含まない耕地面積 ・農業基盤整備促進事業を活用し、暗渠整備・客土・水路整備等の基盤整備を行う。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・貸付希望農地の面積が大きいため中心経営体が集積しきれない。
- ・村外に居住している地権者が多いため地区内での話し合いに時間がかかる。
- ・宅地周辺や山間部にある比較的小面積の農用地の活用についての見通しがたっていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区内農地のおおよそを土地利用型の中心経営体へ集積する。
- ・次世代人材投資事業等の活用により新規就農者や認定新規就農者等の受入れを促進し、中心経営体の集積できなかった農地の集積を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	10.9 ha	水稲	20.0 ha	関沢
	B	牧草	1.9 ha	牧草	5.0 ha	関沢
	C	水稲	1.5 ha	水稲	2.0 ha	関沢
計	3 人		14.3 ha		27.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。中心経営体が止むを得ない事情等で営農継続が困難となった場合には、新たな受け手への付け替えを進めるなど、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

○基盤整備への取組方針

土地利用型中心経営体への農地の貸付等を促進するため、農業基盤整備促進事業による暗渠設置、畦畔除去等耕作条件の改善に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

作付ほ場の鳥獣被害防止に向け、福島県営農再開支援事業等を活用し、ほ場周囲へのメッシュ柵、電気牧柵設置を進めていく。
また、被害対策実施隊による村内パトロール巡回や、有害鳥獣(イノシシ等)の捕獲・駆除に引き続き取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。